

# 津島市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

作成日 平成27年4月1日

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載の事業区域及び多面的機能の発揮の観点から一体的に事業に取り組む必要があると認められる農業用排水施設又は農用地

## 2 促進計画の目標

津島市は、濃尾平野南部のほぼ中央に位置し、中部圏の中核都市である名古屋市  
の西方16Kmにある都市近郊地域である。本市の農用地の過半は水田であるが、大  
都市の近効である利点を生かし、水稻の他に露地野菜や施設園芸も盛んである。

ただ、農業従事者が高年齢化しており、農用地・畦畔・用排水路の保全管理が負  
担となってきている。

これらを踏まえ、下記区域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する  
法律（平成26年法律第78号）（以下、「法」という。）第3条第3項第1号に掲げ  
る事業を推進・支援することにより、良好な地域環境の維持、更には農業の担い手  
不足・後継者不足の解消を図る。

### 記

#### 1 津島地区

##### (1) 現況

東部は水稻中心の水田地帯、西部は水稻の他に花き・いちご等の園芸作物が  
生産されている。全域が区画整理され、かんがい用水としては木曾川用水が、  
排水としては、東部では日光川西悪水土地改良区、西部では領内川用悪水土地  
改良区管理の排水機場が機能している。

#### 2 神守地区

##### (1) 現況

北部は水稻と花き・いちご等の園芸作物が生産されている。中・南部は水稻  
中心の水田地帯である。全域が区画整理され、かんがい用水としては宮田用水  
が、排水としては、北部では五八悪水土地改良区、中・南部では十三沖永悪水  
土地改良区及び蟹江大濰悪水土地改良区の排水機場が機能している。

##### (2) 目標

本地区では、「蛭間校区美土里ネット」及び「百町地域資源保全隊」の活動  
区域において法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業の多面的機能  
の発揮の促進を図ることとする。

### 3 神島田地区

#### (1) 現況

水稲中心の水田地帯である。全域が区画整理され、かんがい用水としては、木曾川用水が、排水としては日光川西悪水土地改良区管理の排水機場が機能している。

#### (2) 目標

本地区では、「中一色美土里ネットワーク」及び「鹿伏兎緑フィールド」の活動区域において法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
蛭間校区美土里ネット活動区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
百町地域資源保全隊活動区域	同上
中一色美土里ネットワーク活動区域	同上
鹿伏兎緑フィールド活動区域	同上

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し必要と認める事項

当計画は、「第4次津島市総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「津島農業振興地域整備計画」及び「津島市人・農地プラン」に即し、最長5年を目処に見直すものとする。

また、愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。